

開かれた行政とプライバシー保護のために

情報公開制度と個人情報保護制度

市では、平成8年度から情報公開制度による情報公開を、平成10年度から個人情報保護制度による情報開示を行ってまいりました。今回、平成23年度のそれぞれの利用状況などを紹介します。

情報公開制度

情報公開制度は、市情報公開条例に基づき、市が保有する公文書を、市民などからの請求に応じて開示する制度です(請求から開示までの流れは左のとおり)。

請求件数 平成23年度の公文書の開示請求の件数は、292件でした(実施機関ごとの件数は表1のとおり)。

開示状況 全部開示した文書50件、部分開示した文書229件、開示しなかった

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が収集や利用、管理している個人情報の開示請求の件数は、

文書1件、文書が存在しなかったもの8件、請求の取り下げ4件でした。



プライバシーを保護するために、市民が自分の情報を閲覧したり、訂正などを求めたりする権利を定めた制度です(請求から開示までの流れは左のとおり)。

請求件数 平成23年度の個人情報の開示請求の件数は、

附属機関などの会議の公開

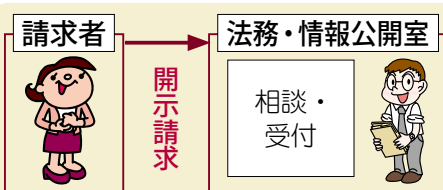
25件でした(実施機関ごとの件数は表2のとおり)。開示状況 全部開示した個人情報14件、部分開示した個人情報7件、文書が存在しなかったため開示できなかった個人情報3件、請求の取り下げ1件でした。

附属機関などの数 平成23年度の附属機関などの総数は72で、会議を公開した附属機関などの数は52、非公開の附属機関などの数は20でした。

附属機関などの公開

会議の延べ回数は149回で、内訳は公開37回、非公開112回(うち介護認定審査会95回)でした。傍聴のあった主な会議 表のとおり
会議公開のお知らせ 会議の公開は、開催の1週間前までに議題や開催日時、場所、傍聴者の定員とその決定方法を記載した案内文書を市ウェブサイトに掲載する他、市役所地下1階と1階の会議案内板、5階の情報公開コーナーに掲示します。
議事録などの公開 附属機関の会議の議事録などは、

情報公開制度・個人情報保護制度の請求から開示まで

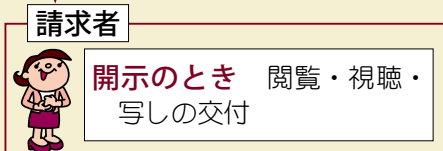


受け付けた請求書の送付

担当課

開示・不開示などの決定
※請求を受け付けた日の翌日から14日以内(原則)

決定通知



開示のとき 閲覧・視聴・写しの交付

不開示のとき 不開示などの決定に不服があるときは、不服申し立てをすることができます。この申し立てを受け、担当課は『情報公開審査会』、『個人情

■請求方法

法務・情報公開室にある請求書(市ウェブサイトからダウンロード可)に必要事項を書き、同室に提出してください。※個人情報保護制度を利用するときは、本人であることを証明する書類が必要です。

■開示できない情報

法令などの定めにより開示することができないものや開示することで第三者の正当な権利・利益を侵害するおそれがあるものなどは開示されません。

■請求に必要な費用

無料です。コピー(写し)をとるときは、その費用が掛かります。

報保護審査会』に諮問(意見を求めること)し、答申を受けます。担当課はその答申を尊重して、再度、開示・不開示を決定します。

【表1】情報公開制度の利用状況(平成23年度)

実施機関	請求などの内容	件数
市長	建築計画概要書	175
	地番図や航空写真などの固定資産評価に関する書類	6
	建設リサイクル法の届け出に関する書類	6
	市庁舎などの施設の光熱水費の料金明細書	4
	姉崎保健福祉センターなどの指定管理者から提出された事業計画と収支に関する書類	3
	大気汚染防止法のばい煙発生施設に関する書類	2
	上記以外の請求	57
消防長	建物火災に係る火災原因判定書の写し	1
議会	政務調査費に関する資料	6
	上記以外の請求	16
監査委員	監査委員事務局の保管文書に関する請求	2
教育委員会	幼稚園、小・中学校、公民館の光熱水費の料金明細書	2
	民間の損害保険会社と契約した保険契約の契約書	1
	上記以外の請求	11

【表2】個人情報保護制度の利用状況(平成23年度)

実施機関	請求などの内容	件数
市長	住民票の写しと戸籍証明書の発行履歴	10
	固定資産税の土地家屋名寄帳	4
	国民健康保険の診療報酬明細書	2
	土地区画整理事業の清算徴収金の領収書	1
	上記以外の請求	7
教育委員会	学校教職員の活動に関する報告書	1

【表3】傍聴のあった主な会議(平成23年度)

附属機関の名称	傍聴者数	附属機関の名称	傍聴者数
地域公共交通活性化協議会	2	都市計画審議会	3
外国人市民会議	2	消防委員会	1
障がい者自立支援協議会	1	青少年指導センター運営協議会	1
環境審議会	8	青少年問題協議会	6

内部通報制度の運用状況

市では、適法で公正な市政運営を図るため、内部通報制度を設けています。この制度は、職員が知り得た不正・不当な行政活動を内部通報することによって、それらの行為を未然に防止するためのもの

のです。

平成23年度の通報件数は0件でした。

問合せ 総務課 ☎ 9822



問合せ先

Web 法務・情報公開室 ☎ 9822



情報公開コーナー(市役所5階)では、各種資料を閲覧することができます

情報公開コーナーで閲覧できます(平成21年4月1日以後開催の会議の議事録などは市ウェブサイトでも閲覧可)。